

雄略紀5年「葛城山の獵」の出典

池 田 昌 広

要 旨

『日本書紀』の文章には漢籍からの流用が少なくない。その多くは類書からの孫引きである。くだんの類書には久しく『藝文類聚』を擬する説が行われてきたが、該説は不備を有することから、わたしは『華林遍略』の利用を首唱した。しかし近年、瀬間正之から雄略紀5年「葛城山の獵」の出典を例に『藝文類聚』説の復活が提起された。小論は、瀬間説を検討しその成立し得ないことを確認するために書かれる。果たして、瀬間説は『華林遍略』から『太平御覧』にいたる古類書の継承関係についての誤解にもとづき立論されたことが明白になった。やはり『藝文類聚』利用の徴証は皆無といわねばならない。小論は、『華林遍略』説の蓋然性の高さを再確認するとともに、和類書『秘府略』を利用した『華林遍略』収載文の復元をも実施した。佚文から推量するに『華林遍略』の収載文は長文傾向と考えられるが、つねにそうではなく、『藝文類聚』と全同の節略文をも有していたことが判明した。これは小論が初めて指摘した事実である。また「葛城山の獵」に『華林遍略』からの流用があったことも小論が初めて認定した。

キーワード：『日本書紀』, 「葛城山の獵」, 『華林遍略』, 『藝文類聚』, 『秘府略』

はじめに

『日本書紀』（以下、『書紀』）の文章には漢籍からの流用が少なくない。その多くは漢籍原典からの直接引用ではなく類書からの孫引きである。問題はその類書が何であったかだ。これまで2説が行われてきた。『藝文類聚』説と『修文殿御覧』説とである¹⁾。ただ両説ともに不備を存することから、わたしは『華林遍略』説を首唱した²⁾。いまのところ、『書紀』の出典の文献的状况を最も合理的に説明した学説と思われる。

わたしが『華林遍略』説を初めて公にしたのは2007年発表の拙稿1においてであった。その後、瀬間正之の『日本書紀』の類書利用——雄略紀5年「葛城山の獵」を中心に（新川登亀男・早川万年編『史料としての『日本書紀』 津田左右吉を読みなおす』勉誠出版、2011年。以下、瀬間論文）が公表された。瀬間論文は雄略紀なにかんづく同紀5年の「葛城山の獵」の出典を究明しようとするもので、それを『華林遍略』ではなく『藝文類聚』に擬定した。わたしは「葛城山の獵」の典拠を論じたことはないものの、『華林遍略』説にしたがえば当該出典も『華林遍略』に予想されるところだった。瀬間はこれをしりぞけたのである。瀬間論文は『華林遍略』説を批判した目下唯一の論考と思われる。もっとも、その批判を正確にいうならば、瀬間は『華林遍略』の利用じたいを否定したのではなく、『華林遍略』説が否定した『藝文類聚』

の利用をふたたび肯定しようとする。すなわち『藝文類聚』と『華林遍略』との併用を主張するのである。

小論は『藝文類聚』説の復権を説く瀬間への反駁を企図して草される。瀬間が『藝文類聚』利用の徴証とした事例を逐一検討し、それらが徴証たり得ないことを論証する。後述するように、『華林遍略』はじめ古類書には継承関係がある。瀬間はこれを誤解したために、いくらかの事例を『藝文類聚』利用の徴証と錯覚したにすぎない。

それでは各論に入る。まず第1章で瀬間論文の要点を、『藝文類聚』利用の徴証と認定した事例を中心に整理しておく。第2章でそれらの出典が『藝文類聚』である証左の皆無であることを述べる。一連の拙稿で指摘したように、『書紀』の諸巻で『華林遍略』利用の徴証が得られることを勘案すれば、「葛城山の猟」も『華林遍略』に典拠すると考えるのが合理的である。

1 瀬間論文の要点

本章では瀬間論文の要点を整理しておく。

瀬間が取りあげたのは、いわゆる「葛城山の猟」を中心に、雄略紀の出典問題である。それら各条を、ほぼみな『藝文類聚』に関連づけて論じる。ただ『藝文類聚』説復活の論拠を提供したのは、つまるところ、「葛城山の猟」のそれも後半部分にかざられる。そこで整理にあたっては、「葛城山の猟」の後半部分の出典が、なにゆえ『藝文類聚』と結論されたのかを見ておくことにする。

「葛城山の猟」は、雄略が葛城山にておこなった狩りをめぐる話柄をおさめる。歌謡をはさんで前半と後半とに分かたれる。前半は、猪に襲われた雄略と、樹上に逃げのぼった臆病な狩人・舎人との話。後半は、違命の罪により処刑されようとする舎人を救わんとする皇后と、これを容れる雄略との話。まずは、歌謡部分をのぞく「葛城山の猟」全文を引いておく。引用にあたり、瀬間論文との並看の便のため、これとほぼ同様に下線・番号を附す。

五年春二月，天皇校獵于葛城山。靈鳥忽來，其大如雀，長尾曳地，而且鳴曰，努力努力。俄而見逐嗔猪，從草中暴出逐人，獠徒緣樹大懼。天皇詔舍人曰，Ⅰ猛獸逢人則止，宜逆射而且刺。舍人性懦弱，緣樹失色，Ⅱ五情無主。嗔猪直來欲噬天皇，天皇用弓刺止，拳脚踏殺。於是田罷，欲斬舍人，舍人臨刑，而作歌曰……（歌謡省略）……①皇后聞悲，興感止之。詔曰，皇后不與天皇，而顧舍人。②對曰，國人皆謂，陛下安野而好獸，無乃不可乎，③今陛下以嗔猪故而斬舍人，陛下譬無異於豺狼也。天皇乃與皇后上車歸，呼万歲曰，樂哉，人皆獵禽獸，朕獵得善言而歸。（雄略紀5年2月「葛城山の猟」）

くだんの後半部分とは下線を引いた①②③である。瀬間は、これらの出典を『藝文類聚』巻

66 産業部下「田獵」に引かれた『晏子春秋』と『莊子』とに擬定する³⁾。つぎに『藝文類聚』「田獵」の該当条を引く。

晏子曰、景公田、十有八日不反。晏子往見、而衣冠不正、公望見晏子、下車急曰、夫子何遽、得無有故乎。②対曰、国人皆謂、君安野而好獸、無乃不可乎。公曰、寡人有吾子、猶心之有四支也、有四支故心有佚、寡人有吾子、故寡人佚。晏子曰、若心有四支而得佚、則可令四支無心乎。公乃罷田而歸。莊子曰、梁君出獵、見白鴈群、下穀弩欲射之。道有行者、梁君謂行者止、行者不止、白鴈群駭。梁君怒、欲射行者、其御公孫龍①止之。梁君怒曰、龍不與其君、而顧他人。対曰、昔宋景公時大旱、卜之必以人祠乃雨、景公下堂、頓首曰、吾所以求雨、為民也、③今必使吾以人祠乃雨、將自当之、言未卒而大雨。何也、為有德於天而惠於民也。君以白鴈故而欲射殺人、主君譬人無異於豺狼也。梁君乃与龍上車歸、呼万歲曰、樂哉、人獵皆得禽獸、吾獵得善言而歸

(『藝文類聚』卷66 産業部「田獵」)

「晏子曰」以下の文章は、いま『晏子春秋』巻1の「景公從敗十八日不返国晏子諫」に見え、これを節略したものと知られる⁴⁾。「莊子曰」以下の文章は、『莊子』現行本に見えない。そのことは南宋時代すでに気づかれていて、彭叔夏『文苑英華辨証』巻2事誤が指摘し、王応麟『困学紀聞』巻10 莊子逸篇が該条を収録する。王氏が認めるように、該文は『莊子』の佚文と思しい⁵⁾。

雄略紀と『藝文類聚』と、①②③の対応の緊密ぶりを確認したい。『藝文類聚』の梁君を雄略に、公孫龍(晏子)を皇后に、白鴈を猪に、他人を舍人に変更すれば①②③が出来あがるとさえいってよい。「晏子曰……」と「莊子曰……」とに見える「対曰」の文字は、ちょうど①から②へ推移する境目に対応し行文は無理なく連続する。「葛城山の獵」に酷似する文章が一箇所にはほぼ連続して、しかも狩獵に関する文章を蒐集している「田獵」の類目に見えるのは、偶然ではありえない。「葛城山の獵」と『藝文類聚』の田獵とは密接な関係があると認められる。

ただし、これだけでは『華林遍略』『修文殿御覽』を排して『藝文類聚』によった証左にならない。何となれば、これら3類書には継承関係があるからである。継承関係の如何は、後段の議論にとって肝腎なところであるから、簡単に整理しておこう。まず関連する類書の大略および存佚を成立年順にあらかじめ示しておく。

『華林遍略』720巻。梁の普通4年(523)あるいは翌5年成る。〔佚〕

『修文殿御覽』360巻。北齊の武平4年(573)成る。〔佚〕

『藝文類聚』100巻。唐の武徳7年（624）成る。〔存〕

『文思博要』1200巻および目録12巻。唐の貞観15年（641）成る。〔佚〕

『秘府略』1000巻。日本・淳和天皇の天長8年（831）成る。〔存巻第864・868〕

『太平御覧』1000巻。北宋の太平興国8年（984）成る。〔存〕

類書は、先行類書を藍本にして、これに増補あるいは縮約など改訂をほどこし制作されるのが通例である。収載文の蒐集を一から始めるようなことはしない。北宋に成った『太平御覧』に終着する諸類書の劈頭にあるのは梁の『華林遍略』である。後続の類書はすべて直接間接に『華林遍略』を主藍本にして編纂された。その継承関係を図示すれば下記のようなになる⁶⁾。()内の長文・短文とは各類書が簡条する引用文の長さの傾向をいう。長文・短文の別は、瀬間の主張をささえる要素の1つなのでのちに再説する。



『修文殿御覧』は、『華林遍略』収載文を節略あるいは削除し総量として半分に縮約し若干の文章を添加して作られた。この『修文殿御覧』をそっくり吸収しているのが『太平御覧』である。したがって、『修文殿御覧』は亡佚したものの、その各収載文はそのまゝの形で『太平御覧』中にほぼ保存されている。『藝文類聚』は『華林遍略』を主藍本に制作されたと考えられる。『藝文類聚』の部立ては46部、類目数795であるが、勝村哲也によれば、この部立ては『華林遍略』のそれを踏襲している可能性が高い⁷⁾。収載文についても『修文殿御覧』からの転録をふくみながらも、いっそう多くの収載文を『華林遍略』にあおいでいることが判明している。『藝文類聚』と『華林遍略』との継承関係は後段の議論にとって重大事である。『秘府略』も『華林遍略』を主藍本にこれをそっくり吸収して成ったことがほぼ確言できる⁸⁾。

さて瀬間の議論にもどらう。①②③の出典として、なにゆえ『華林遍略』『修文殿御覧』をおしりて『藝文類聚』が取られるのか。一言でいえば、『藝文類聚』のみその節略のさまが①②③ときれいに合致するからである。①を例に具体的に見よう。瀬間が①と比較するのは、a『藝文類聚』巻66産業部「田獵」所引『莊子』、b『太平御覧』巻457人事部「諫諍」所引『莊子』、c『新序』巻2「雑事」の3書である。

- ①皇后聞悲，興感 止之。 詔曰，皇后不與天皇，而顧舍人。
 a 其御公孫龍 止之。梁君 怒曰，龍不與其君，而顧他人。
 b 其御公孫龍下車撫其心， 梁君忿然作色而怒曰，龍不與其君，而顧與他人。

c 其御公孫龍下車撫矢曰，君止。梁君忿然作色而怒曰，龍 不与其君，而顧与他人，

① 対曰……

a 対曰……

b 何也。公孫龍対曰……

c 何也。公孫龍対曰……

重要なのは、節略文たる a のみが①とほぼ一致し、b c は①からすれば餘計な字句の多い事実である。『修文殿御覽』収載文はそのまま『太平御覽』に移録されているから、b の文章は『修文殿御覽』のそれと推される。『書紀』撰者が『修文殿御覽』によったと仮定して、それから抜き出した字面が『藝文類聚』の節略文と偶然一致することなどあり得ない。したがって『修文殿御覽』は出典ではないということになる。『華林遍略』を排する論理も同案である。上述のように、『華林遍略』は長文を収載する傾向と推される。ということは、『修文殿御覽』以上に餘計な字句のあった可能性があり、いっそう①の字面とはとおいことが推測される。②③の出典を『藝文類聚』に擬定する論拠も、①のばあいと同趣向である。

瀬間説の要諦は以上のごとくだが、①②③と『藝文類聚』田獵とがよく一致する事実は、『華林遍略』説を駁する論拠にならない。章をあらため瀬間説の不備を指摘し、『藝文類聚』利用の徴証は、いまだなお皆無であることを述べよう。

2 瀬間論文批判

「葛城山の獵」後半部分と『藝文類聚』産業部「田獵」所引文と、両者の密接な関係に疑いの餘地はない。『書紀』撰者にしてみれば、狩猟にかかわる話をこしらえるに、類書の「田獵」の巻を手にするのは自然なことである。瀬間はその類書を『藝文類聚』に擬するけれど、『書紀』と『藝文類聚』とがよく合致する事実は、じつは『華林遍略』説と何ら矛盾しない。むしろ『華林遍略』説に資する。何となれば、『藝文類聚』は『華林遍略』を主藍本にしているからだ。やや先走ったことをいえば、『藝文類聚』の「田獵」が『書紀』と一致するのは、『藝文類聚』の文章が『華林遍略』「田獵」からの転録であるため起こった結果にすぎない。継承関係を勘案すれば、『藝文類聚』との一致は、そのまま、『華林遍略』との一致に読みかえが可能である。『藝文類聚』との合致が『華林遍略』説に資するという所以である。

瀬間も『華林遍略』と『藝文類聚』との関係に言及している。『華林遍略』が『藝文類聚』の主藍本であることを知りながら、なぜ「葛城山の獵」の出典として『華林遍略』を排し『藝文類聚』を取ったのか。そのわけは、『華林遍略』から『太平御覽』にいたる古類書間の継承関係に、いくぶんの誤解があるからと思しい。それはおおむね、つぎの2点に集約できようか。

- (1) 各古類書収載文の継承関係についての誤解
- (2) 各古類書収載文の長短についての誤解

瀬間が説く『藝文類聚』説復活は、これらの誤解のうえに導かれているといわねばならない。本章ではこの2点にそって、おのおの1節を割き、瀬間論文へ反駁するとしよう。

(1) 各古類書収載文の継承関係についての誤解

瀬間は各古類書条文のうち、『書紀』に合致する節略をほどこしたのが『藝文類聚』の「田獵」であることを論拠に、『藝文類聚』の単独優位を説く。ただこの手法は、由来を同じくする条文を比較しその節略の如何を見て初めて有効である。

上述の古類書間の継承関係を勘案すれば、『藝文類聚』「田獵」が引く『晏子春秋』『莊子』は、『華林遍略』産業部「田獵」所引『晏子春秋』『莊子』からの転録（転録時の節略の有無はいま置く）にちがいない。『藝文類聚』の独自取材である可能性はほとんどない。『太平御覽』巻832資産部「獵下」が引く『莊子』も、『修文殿御覽』産業部「田獵」を経由して、『華林遍略』産業部「田獵」所引『莊子』に由来すると考えられる。比較すべきは、これら『華林遍略』「田獵」を直接間接に出処とする、つまり由来を同じくする諸文であった。

しかるに、瀬間は比較の対象を誤っている。①については上引のように『太平御覽』人事部「諫諍」所引『莊子』を、②については『太平御覽』巻376人事部「心」所引『晏子春秋』を、それぞれ『藝文類聚』「田獵」の比較対象にえらんでいる。これはまったく意味がない。条文間の継承関係を無視しているからである。『太平御覽』「諫諍」が引く『莊子』は『華林遍略』人部「諫」に由来し、『太平御覽』「心」が引く『晏子春秋』は『華林遍略』人部「心」⁹⁾に由来すると推される。同一説話といっても、『華林遍略』「田獵」とは何の関係もない。『書紀』が『藝文類聚』の「田獵」によったということは、各古類書の「田獵」の文章を比較し、そうして『藝文類聚』の節略のさまが他をひきはなして『書紀』と合致する事実がみちびけて初めていい得る。由来の異なる文章をいくら比較しても無益なのだ。瀬間論文にこのような不備が生じたのは、古類書の各条文の継承関係について誤解があったためと思われる。

さて『華林遍略』と『修文殿御覽』とが散佚したいま、『藝文類聚』「田獵」と比較すべきは『太平御覽』の資産部「獵下」である。瀬間論文で、この両者を比較対象にえらんでいるのは③のみ。おそらく瀬間は、『太平御覽』「獵下」所引『莊子』に①に対応する部分が省略されており、②の『晏子春秋』は収載されていないため¹⁰⁾比較対象からはずしたのであろう。そこで瀬間に代わって、『藝文類聚』「田獵」と『太平御覽』「獵下」とを比較してみよう。まず『太平御覽』「獵下」の『莊子』を引いておく。

又(莊子)曰、梁君出獵、見白鴈群、下車殼弩欲射之。道有行者不止、白鴈群駭。梁君怒、欲射行者。其御公孫龍①撫轡、曰、③今主君以因白鴈故而欲射殺人、無異於虎狼。梁君援

其手与婦，呼万歳曰，楽哉，今日獵也，人皆得獸，吾独得善言。

(『太平御覽』卷832 資産部「獵下」)

①に対応する部分は、『華林遍略』から『修文殿御覽』への転録のさい節略されたと推される。『華林遍略』「田獵」所引『莊子』は、この『太平御覽』「獵下」所引『莊子』と『藝文類聚』「田獵」所引『莊子』とを、一方にしか使われていない字句もふくめ餘さず有していたはずだから、『太平御覽』の「撫轡」の2文字は『華林遍略』にあったと推される。これは瀬間説に有利に見えるかもしれない。①に「撫轡」が見えないからである。

この部分は諸書で異同がある。典拠を『莊子』と明記する諸文と『新序』とをしめそう。

其御公孫龍	止之	(『藝文類聚』卷66 産業部「田獵」)
其御公孫龍	撫轡	(『太平御覽』卷832 資産部「獵下」)
其御公孫龍下車撫矢		(『藝文類聚』卷100 災異部「旱」)
其御公孫龍下車撫其心		(『太平御覽』卷457 人事部「諫諍」)
其御公孫龍下車撫矢	曰，君止	(『新序』卷2「雜事」)

『華林遍略』の「田獵」には、「其御公孫龍撫轡止之」とつづいていた、少なくともこの9文字をふくんでいたと考えねばならない。しかし『書紀』の①には「皇后聞悲，興感止之」としかない。『書紀』撰者は「其御公孫龍」を「皇后」に更改し「止之」をそのまま使っている。つまり『華林遍略』は『書紀』にとって餘計な「撫轡」があり、『藝文類聚』に比して一致度がおとる。『華林遍略』説はこれをどう考えるか。まず「撫轡」が皇后の動作として不適切なのを指摘しよう。『書紀』撰者にしてみれば、「撫轡」の2文字が類書にあったとしても、これを流用するはずがない。皇后が手綱をつかむことなどありえないからである。「撫轡」の文字は流用時にとくに除いたと考えれば、『華林遍略』説の反証にはならない¹¹⁾。

③の対応部分は節略されずに『太平御覽』にもある。瀬間も a 『藝文類聚』 産業部「田獵」所引『莊子』， b 『太平御覽』 資産部「獵下」所引『莊子』， c 『太平御覽』 人事部「諫諍」所引『莊子』， d 『新序』 卷2「雜事」の都合4条を③と比較している。c dとの比較は無意味だからいま省略し， a と b とのみ挙げよう。

③今 陛下以 嘖猪故而 斬舍人，陛下譬 無異於豺狼也。

a 今……君 以 白鴈故而欲射殺人，主君譬人無異於豺狼也。

b 今 主君以因白鴈故而欲射殺人， 無異於虎狼。

③天皇乃 与皇后上車婦，呼万歳曰，楽哉，

a 梁君乃 与龍 上車婦，呼万歳曰，楽哉，

- b 梁君 援其手与 婦, 呼万歳曰, 楽哉,
 ③ 人皆獵 禽獸, 朕 獵得善言而帰。
 a 人獵皆得禽獸, 吾 獵得善言而帰。
 b 今日獵也, 人皆 得 獸, 吾独 得善言。

bは節略が多く、③のいくらかはbから案出できない。bは『修文殿御覽』「田獵」所引『莊子』そのままであろうから、この比較は『修文殿御覽』説の否定には有効である。

ついで、この比較から『華林遍略』説への反駁が可能か。それは困難といわねばならない。推定される『華林遍略』「田獵」所引『莊子』には、aとbとの文字が餘さずあっただろう¹²⁾。したがって、③の案出に不要でかつaになくbにのみある文字が、『華林遍略』説への批判材料になりうる。ここでは「因」「独」の単出するわずか2字しか該当しない。せめて連続した数文字がくだんの要件に該当していれば瀬間説に資したであろうが、この程度なら鈔写の誤差の範囲である。鈔本時代にあつては鈔写のたびに異なる字面が生じた¹³⁾。『藝文類聚』利用の徴証としては薄弱といわねばならない。

以上、『藝文類聚』と『太平御覽』と適切な比較の結果、瀬間がというような『藝文類聚』の単独優位はみちびけなかった。

(2) 各古類書収載文の長短についての誤解

瀬間の行論には、『藝文類聚』が最も縮約された短文を収載しているという前提がある。さきに継承関係を図示した古類書5書のうち、「『藝文類聚』がもっとも簡略した短文を掲載したことは確実視される」(188頁)という。この認識は、「葛城山の獵」の出典から『華林遍略』を放逐する論理に適用され、瀬間説をささえている。

つまり、こういうことである。『華林遍略』はすでに散佚しているものの、佚文から推量するに、比較的長文を収載する傾向であったことが知られる¹⁴⁾。ここから長文の『華林遍略』と短文の『藝文類聚』という対置がみちびかれる。『藝文類聚』の「田獵」が「葛城山の獵」によく合致するのは事実だ。『華林遍略』によつたとすれば、『書紀』撰者が『華林遍略』の長文から『藝文類聚』の短文とおなじ字面を抜き出したことになる。そんな偶然はあり得ない、というのが瀬間の論理である。「長文引用の『華林遍略』に依拠してそれを引用する際に抄出した場合、その抄出の仕方が『藝文類聚』と偶然一致することは奇跡に等しい」(188頁)という一文がその主張を代表する。

この行論には、類書収載文の長短について誤解がある。前章でも述べたように、類書の収載文が長文か短文か、ということはあくまで傾向なのであって、一律にこれを当てはめれば結論を誤る。長文というばあいの含意は、一言でいえば比較的情報量が多いこと、具体的には引用の首尾が広範囲であること、そして節略がない、あるいは少ないことであるけれど、常にそう

だというわけではない。瀬間はこれを誤解している。『華林遍略』の収載文の実相がどうであったか、以下で考察するが、長文の『華林遍略』と短文の『藝文類聚』という機械的な対置がいかに正確を缺くか諒解されるはずである。

『華林遍略』は散佚したが、該書の条文を保存する文献がいくつか残っている。本邦の類書『秘府略』もその1書である¹⁵⁾。『秘府略』は『華林遍略』を主藍本に制作されたことがほぼ確実なので、『秘府略』の現存2巻——巻864百穀部中「黍」「稷」「粟」「稌」「粱」と巻868布帛部3「繡」「錦」とを資料に、『華林遍略』収載文の実相を推定してみよう。果たして、『華林遍略』も節略をほどこすことがあったし、『藝文類聚』がしばしば『華林遍略』の条文を更なる節略なしにそっくり移録していると判明するはずである。その延長に、『書紀』と『藝文類聚』「田獵」所引『莊子』『晏子春秋』とが合致するのは、『藝文類聚』が『華林遍略』「田獵」所引『莊子』『晏子春秋』をそっくり転録したからに過ぎないという理解がみちびける。

『秘府略』の藍本について、最も仔細に検討したのは飯田瑞穂であった。飯田の研究によって、『華林遍略』がその主藍本であると確かめられたのだが、飯田は『藝文類聚』の全面的利用をも主張した¹⁶⁾。これは失考といわねばならない。『藝文類聚』は、巻85に百穀部と布帛部とをそなえ、そのうち「黍」「粟」「錦」の3類目が『秘府略』のそれと一致する。『藝文類聚』の3類目、都合67条はすべて『秘府略』にふくまれ、そのうち41条が両者同文、残る26条は『秘府略』収載文のほうが長文つまり情報量が多い¹⁷⁾。飯田はこの事実をもって、この67条すべてが『藝文類聚』からの転引と判断するのだが、不可である。『秘府略』のほうが長文である事実は、『藝文類聚』からの引用不可能を告げているのであり、くだんの26条は『藝文類聚』と『秘府略』との主藍本たる長文を収載する『華林遍略』から転録されたと考えるのが合理的である。この事態は、『秘府略』中の『藝文類聚』と全同の条文もほぼ『華林遍略』由来であることを推測させる¹⁸⁾。『藝文類聚』のこれらの条文はその藍本『華林遍略』にもあったはずであり、『華林遍略』を手にした『秘府略』撰者がそれらをわざわざ『藝文類聚』から引くことはあり得ないからである。

『藝文類聚』と『秘府略』とが同文である条文について、これらがほぼ『華林遍略』由来である傍証をしめそう。『秘府略』「錦」の「積名曰、錦金也。作之用功重……」(錦2¹⁹⁾)の条文について、『秘府略』はその原典名を正確に「積名」に作るが、『藝文類聚』「錦」の同文条は「説文」に誤っている²⁰⁾。『秘府略』が本条を『藝文類聚』によったとすれば、『秘府略』はどのようにして『藝文類聚』の錯誤を訂正できたのであろうか。まさか原典に直接あたったのではなかろう。『太平御覧』巻815布帛部「錦」は正しく「積名」に作る。これは『修文殿御覧』布帛部「錦」を踏襲したからにちがいないので、その藍本『華林遍略』「錦」にも「積名」とあったのはまず確実である。つまり、『秘府略』錦2は『華林遍略』からの転録と考えられるのである。錦2が例外なはずはない。『藝文類聚』と同文のほかの条文も『華林遍略』から引かれたと考えるのが合理的だ。これは換言すれば、『華林遍略』には『藝文類聚』と全同の

条文も収載されていたということである。そのなかには、『華林遍略』制作の段階ですでに節略をほどこされた条文もあった。そのような例を2、3あげよう。

まず『秘府略』錦35を見よう。これは『三国志』巻36、蜀書6、張飛伝の文章で、『藝文類聚』「錦」にも引かれている。3者の文章をあげ、一致部分に下線を引く。以下同じ。

蜀志曰、先主平益州、賜諸葛亮・法正・張飛・関羽錦各千匹。 (『秘府略』錦35)

(張) 飛所過戰克、与先主会于成都、益州既平、賜諸葛亮・法正・飛及関羽金各五百斤・銀千斤・錢五百万・錦千匹。 (『三国志』張飛伝)

蜀志曰、先主平益州、賜諸葛亮・法正・張飛・関羽錦各千匹。 (『藝文類聚』「錦」)

この3者を比較して、『秘府略』と『藝文類聚』とが全同であること、と同時に節略文であることを確認したい。節略の仕方が偶然一致することはあり得ず、また錦35は『藝文類聚』からの移録ではないと考えられるので、『秘府略』と『藝文類聚』との一致は、両者がそれぞれ藍本たる『華林遍略』からそっくり移録した結果と考えるのが妥当だ。つまり『華林遍略』には『藝文類聚』と全同の節略文も収載されていたと推量されるのである。

ついで『秘府略』錦53を見よう。これは『墨子』辞過篇の文章で、『藝文類聚』「錦」にも引かれている。3者の文章をあげる。

墨子曰、古之人未知為衣服、衣皮帶芟、今人則厚斂百姓、錦繡文采靡曼之衣。

(『秘府略』錦53)

古之民未知為衣服時、衣皮帶芟、冬則不輕而温、夏則不輕而清、聖王以為不中人之情、故作誨婦人……(中略)……当今之王、其為衣服、則与此異矣、冬則輕煖、夏則輕清、皆已具矣、必厚作斂於百姓、暴奪民衣食之財、以為錦繡文采靡曼之衣。 (『墨子』辞過篇)

墨子曰、古之人未知為衣服、衣皮毛、今則厚斂百姓、以為錦繡文采靡曼之衣。

(『藝文類聚』「錦」)

この3者についても、さきの錦35と同じことがいえる。『墨子』の中略部分は非常に長文である。ここをふくめ、『秘府略』と『藝文類聚』との節略の具合がほぼ一致することは偶然では起こり得ない。また錦53は『藝文類聚』からの移録ではないと考えられるので、両者が独自に『華林遍略』の同一条からそっくり転録したため、はからずも一致したと理解するのが合理的だ²¹⁾。

最後に『秘府略』粟30を見よう。これは『漢書』酈食其伝の文章である。該文は『藝文類聚』にはないが『太平御覽』「粟」に収載されている。

漢書曰、酈食其説齊王曰、漢王英豪賢才皆樂為之用、諸侯之兵四面而至、蜀漢之粟方船而下。
 (『秘府略』 粟 30)

而使食其説齊王曰……漢王起蜀漢之兵擊三秦……英豪賢才皆樂為之用、諸侯之兵四面而至、蜀漢之粟方船而下。
 (『漢書』 卷 43, 酈食其伝)

漢書曰、酈食其説齊王曰、漢英豪賢才皆樂為之用、諸侯之兵四面而至、蜀漢之粟方船而下。
 (『太平御覽』 卷 840, 粟)

この3者の比較からも、錦 35 と錦 53 と同様の結果がみちびける。『秘府略』が節略文であること、にもかかわらず『秘府略』と『太平御覽』とがまずは同文であることを確認したい。『太平御覽』の文章は『修文殿御覽』からの転録と推されるから、これは『秘府略』と『修文殿御覽』とが一致しているということである。くだんの一致は、『修文殿御覽』と『秘府略』とが『華林遍略』からそっくり転引した結果と考えられる。

以上、『華林遍略』が長文を収載する傾向にあったとはいえ、一律にそうではなく、しばしば節略をほどこしていたことが明白になったと思う。しかもその文章は『藝文類聚』にそっくり転載されることがあったのだ。この種の事例はほかにもある。紙幅が限られているので3例に止めたにすぎない。

さて瀬間の議論にもどらう。瀬間がいうように、『藝文類聚』の「田獵」と『書紀』とはよく一致する。しかし、くだんの一致のみから『書紀』の『藝文類聚』利用はみちびけない。何となれば、『華林遍略』には『藝文類聚』と全同の節略文が収録されていたからだ。『藝文類聚』「田獵」収載の『晏子春秋』『莊子』上掲文が、『華林遍略』「田獵」からそっくり転録されたものであれば、『藝文類聚』と『書紀』との一致は、『華林遍略』説と何ら矛盾しない。むしろ整合する。『藝文類聚』との一致は、『華林遍略』との一致に読みかえ可能だからである。古類書の収載文を説明する「長文」「短文」の言葉に引きずられると失敗する。

本章の検討から、「葛城山の獵」後半部分の出典を『藝文類聚』とする瀬間説は論拠をうしなつた。瀬間によれば、くだんの後半部分は『藝文類聚』説復権の根拠を提供するはずであったから、該説の復権そのものもかなわない結果となった。

以上で小論の目的は達せられたが、「葛城山の獵」後半部分以外の出典について、瀬間の主張するところに簡単にコメントしておこう。もっともそれらは、くだんの後半部分が『藝文類聚』に典拠すると証明できてようやく、それらの出典も『藝文類聚』かもしれないといい得るほどのものである。瀬間も可能性の1つとして例示しているにすぎない。

まず「葛城山の獵」前半部分から。I「猛獸逢人則止」は、瀬間みずから『藝文類聚』『修文殿御覽』『華林遍略』また記憶によった可能性さえ認めているので、『藝文類聚』利用の徴証にはまったくならない。II「五情無主」は、『藝文類聚』のほか『文選』また記憶の可能性も

認めているので、『藝文類聚』利用の徴証にはならない。ゴシックでしめした「縁」字を「のぼる」の意でつかう用法が『藝文類聚』の用法に倣ったという理解は、そもそも瀬間じしんもいうように牽強付会である。

雄略即位前紀「将逍遙於郊野，聊娛情以娉射」の典拠を、『藝文類聚』「田獵」所引の魏の応場「馳射賦」とすることについて。たしかに「馳射賦」には「将逍遙於郊野，聊娛遊於娉射」の酷似する文章がある。ただ『華林遍略』が『藝文類聚』と全同の節略文をも収載していたと明らかになったいま、これは『華林遍略』所引「馳射賦」からの流用と考えるべきである。『秘府略』『太平御覧』が詩文を収載することから、その主藍本の『華林遍略』もそうであったのはまずまちがいない。

雄略紀の4年2月「是時，百姓咸言，有徳天皇也」の「有徳」の典拠が、『藝文類聚』「田獵」所引『莊子』の二重線部分「為有徳於天而恵於民也」である可能性について。強いていえば、『華林遍略』の「田獵」所引『莊子』と考えるべきだが、わずか2字について典拠を論ずるのはほどこだい無理である。

雄略紀6年3月の「天皇欲使后親桑，以勸蠶事」の典拠が、『藝文類聚』巻65産業部「蠶」の「后妃斉戒親桑，以勸蠶事」である可能性について。これも強いていえば、『華林遍略』の「蠶」からと読みかえるべきであろうが、瀬間が「記憶に拠ったことも否定できない」というように、出典を特定するのはむずかしい。ただ少なくとも『藝文類聚』利用の論拠にならないことは確言できる。

おわりに

小論の検討によって、「葛城山の獵」ほか雄略紀諸文の出典が『藝文類聚』であるとする瀬間の主張は、その論拠をすべてうしなった。それらは『藝文類聚』説復権の根拠を提供するはずであったから、該説の復権そのものもかなわない結果となった。

「葛城山の獵」後半部分など、瀬間が『藝文類聚』典拠と確言した諸文は、『華林遍略』に典拠すると考えるのが合理的である。一連の拙稿で指摘したように、『書紀』の諸巻で『華林遍略』が利用されていることが明らかである。雄略紀が例外のはずはない。「葛城山の獵」後半部分が『藝文類聚』「田獵」所引『晏子春秋』『莊子』とよく一致するのは、『藝文類聚』が『華林遍略』「田獵」所引『晏子春秋』『莊子』をそっくり移録したからにすぎない。『藝文類聚』利用の徴証はやはり皆無である。

『華林遍略』説を是認したばあい、従来指摘されてきた出典はすべて再検討を餘儀なくされる。『書紀』撰者の利用した漢籍はこれまで考えられてきた以上に少ないことが推量される。従来、原典からの引用と考えられてきた流用文、たとえば『漢書』については『華林遍略』からの孫引きであろうと拙稿4で主張し、范曄『後漢書』も同様であろうと拙稿3で論じた。ま

た拙稿5で、初唐に成った総集『文館詞林』の利用を主張した。私見によれば、『華林遍略』と『文館詞林』とで『書紀』の潤色作業はほぼまかなわれたと思しい。漢籍原典からの引用は甚少であったと考えられる。

注

- 1) 『藝文類聚』説の代表的論考は、小島憲之『上代日本文学と中国文学』上(塙書房, 1962年), 『修文殿御覽』説の代表的論考は、勝村哲也「修文殿御覽天部の復元」(山田慶兒編『中国の科学と科学者』京都大学人文科学研究所, 1978年)。くだんの類書問題についての研究史は次注にあげる拙稿2に整理してある。
- 2) 関連する拙稿を略称とともに挙げれば以下のとおり。拙稿1「『日本書紀』と六朝の類書」(『日本中国学会報』第59集, 2007年), 拙稿2「『日本書紀』の潤色に利用された類書について」(『日本歴史』第723号, 2008年), 拙稿3「范曄『後漢書』の伝来と『日本書紀』」(『日本漢文学研究』第3号, 2008年), 拙稿4「『日本書紀』の出典問題——『漢書』を例にして」(新川登亀男・早川万年編『史料としての『日本書紀』津田左右吉を読みなおす』勉誠出版, 2011年), 拙稿5「『日本書紀』と唐の文章」(『萬葉集研究』第35集, 2014年)。なお拙稿5は『華林遍略』とともに『文館詞林』の利用を主張している。目下の私見によれば、『書紀』は『華林遍略』と『文館詞林』とを併用し、ほとんどの流用をこの両書からおこなったと考えられる。
- 3) 「葛城山の獵」の後半部分が『藝文類聚』の田獵に典拠するとの指摘は、すでに小島憲之『上代日本文学と中国文学』上(前掲), 127~129頁でなされている。「葛城山の獵」の出典にかかわる研究史は、瀬間論文が整理しているので、小論ではとくに言及しない。
- 4) 唐宋の古類書では、本文に引いた『藝文類聚』巻66のほか、以下の書に『晏子春秋』該条の節略を収める。『藝文類聚』巻24, 『太平御覽』巻376, 同巻456, 『白氏六帖』巻39。また、『韓詩外伝』巻10にも同一の説話を収録するが行文に異同が少なくない。
- 5) 梁君と公孫龍とのくだんの話柄は諸書に見えるが、その典拠は必ずしも『莊子』に統一されない。唐宋の古類書について異同を一覧すれば以下のごとし。「莊子曰」= 『藝文類聚』巻66(本文に上引), 同巻100, 『太平御覽』巻457, 同巻832。何志華・朱国藩編『唐宋類書徵引《莊子》資料彙編』(香港中文大学, 2006年)の「佚文」参看。「説苑曰」= 『太平御覽』巻390。ただ現行『説苑』にない。向宗魯『説苑校証』(中華書局, 1987年)の「佚文輯補」参看。「新語曰」= 『太平御覽』巻917。ただ本説話は『新序』巻2「雑事」にも見える。「新語」は「新序」の誤記ならんか。それぞれ藍本をおそっての表記であろうが、少なくとも『莊子』の佚文とは定めてよからう。『四庫全書総目』巻135が『藝文類聚』の提要で、『藝文類聚』の「莊子曰」を誤記と判じるのは、たとえば胡玉縉『四庫全書総目提要補正』巻40などによって訂正されるべきと思われる。なお『金樓子』巻6, 『冊府元龜』巻242にも同一説話を収めるが典拠をいわない。
- 6) 『華林遍略』から『太平御覽』にいたる中国古類書の継承関係については、森鹿三「修文殿御覽について」(『本草学研究』武田科学振興財団杏雨書屋, 1999年。初出1964年), 勝村哲也「修文殿御覽巻三百一香部の復元——森鹿三氏「修文殿御覽について」を手掛りとして」(『日本仏教学会年報』第38号, 1973年), 同「『修文殿御覽』新考」(『鷹陵史学』第3・4号, 1977年), 同「修文殿御覽天部の復元」(前掲), 同「藝文類聚の条文構成と六朝目録との関連性について」(『東方学報』〈京都〉第62冊, 1990年)参看。
- 7) 『華林遍略』および『修文殿御覽』の部立ては『藝文類聚』のそれによっておおむね代替できそうである。勝村哲也「藝文類聚の条文構成と六朝目録との関連性について」(前掲)注9参看。『華林遍略』『修文殿御覽』の部名類名は未詳だが、いま仮に『藝文類聚』のそれをもって呼ぶことにする。
- 8) 飯田瑞穂「『秘府略』に関する考察」(『古代史籍の研究』中, 飯田瑞穂著作集3, 吉川弘文館, 2000年。初出1975年)。小島憲之が、『秘府略』の「略」字を『華林遍略略』にならった用法と推測するのも『華林遍略』藍本説に資する。小島「類書『秘府略』」(『国風暗黒時代の文学』中(上), 塙書房, 1973年)

- 1040頁。なお『秘府略』の藍本に『文思博要』を擬する勝村哲也説があるが、その非なること、拙稿1で述べている(278~280頁)。
- 9) 『藝文類聚』人部に「心」の類目がないため、『華林遍略』人部に「心」類が立項されていたか否か判然としない。いま、かりに『華林遍略』に同類目があったとして、これが『修文殿御覽』「心」を經由し、『太平御覽』にいたったと考えておく。
 - 10) 『太平御覽』資産部「獵下」にくだんの『晏子春秋』条文が見えないのは、『華林遍略』から『修文殿御覽』への転録のさい条文ごと削除されたためと推量される。『華林遍略』を主藍本とする『藝文類聚』「田獵」に『晏子春秋』該文がある事実は、『華林遍略』「田獵」に『晏子春秋』該文があったことを教える。
 - 11) 『修文殿御覽』が藍本に使った『華林遍略』鈔本と、『藝文類聚』が藍本に使った『華林遍略』鈔本と、「田獵」の『莊子』文がまったく同じ字面だったという保証はない。鈔本時代には鈔写のたびに異なる字面のテキストが生まれたとって過言でなく、『書紀』撰者のよった『華林遍略』鈔本に「撫轡」の2文字がなかった可能性はつきまとう。この説明法は『華林遍略』説に都合がよいけれど、安易な解法であり小論ではとらないことにする。
 - 12) aの「……」部分には「必使吾以人祠乃雨，將自当之，言未卒而大雨。何也，為有德於天而恵於民也」とある。この部分も『華林遍略』に由来するであろう。
 - 13) 『書紀』撰者が「因」「独」の2字をのぞいて流用したと考えてもよいが、安易な解法なので取らないことにする。
 - 14) 勝村哲也「修文殿御覽天部の復元」(前掲)652頁など。
 - 15) 『秘府略』残2巻の閲覧は、つぎの影印本によった。巻864(石川武美記念図書館蔵)は古典研究会編『秘府略巻第八百六十四』(古典研究会,1929年),巻868(尊経閣文庫蔵)は前田育徳会尊経閣文庫編『秘府略』(八木書店,1997年)。
 - 16) 飯田瑞穂「『秘府略』に関する考察」(前掲)169頁。
 - 17) 41条と26条との数字は、飯田瑞穂「『秘府略』に関する考察」(前掲)169頁の認定にしたがう。
 - 18) 「ほほ」とことわるのは、つぎの2条を考慮しての謂である。錦107「梁元帝為妾夏王安豊謝東宮寶錦啓」、錦108「又謝東宮寶暉耶子錦白編等啓」。「梁元帝」つまり蕭繹は、『華林遍略』成立以降に即位したわけだから、『華林遍略』に「梁元帝」の文字があるはずはない。これらの文章は、『華林遍略』以外の書籍からの引用にちがいがなく、『藝文類聚』はその典拠の有力候補である。
 - 19) 飯田瑞穂「『秘府略』に関する考察」(前掲)183~190頁が、『秘府略』条文に通番を附している。所在をしめすのに便利なので小論もしたがう。
 - 20) 飯田瑞穂「『秘府略』の錯謬について 附、『秘府略』引用書名等索引」(『古代史籍の研究』中,飯田瑞穂著作集3,吉川弘文館,2000年。初出1975年)128頁。『藝文類聚』が誤記した理由はつぎのごとくと思われる。『秘府略』錦1「説文曰……」も『華林遍略』「錦」からの転録と推されるが、おそらく『華林遍略』「錦」の条文も『秘府略』と同様に錦1のつぎに錦2の同文がつづいたのであろう。『藝文類聚』は『華林遍略』から転録するさい、「積名」とすべきを隣行の「説文」に移りしてしまった、ということではないだろうか。なお、拙稿1注(8)に同趣旨のことがらを述べている。
 - 21) 『秘府略』が「帯芟」につくる部分、『墨子』原典はまず同じといってよい「帯莢」であるのに『藝文類聚』は「毛」につくる。これは『藝文類聚』の誤写ではなかろうか。附言しておく。『墨子』が「古之民」と作るのにたいし、『秘府略』『藝文類聚』は「古之人」に作る。この異同は後2者が唐の李世民的諱を避けたため起こったと思しい。注目したいのは『秘府略』である。該条は『華林遍略』からの転引と推されるから、避諱した用字は『秘府略』のよった『華林遍略』が「民」を避けた唐鈔本であった証左である。このことは、くだんの『華林遍略』がいつ将来されたか推定する手がかりになる。

The Source of “Katsuragisan no Ryo” in *Nihonshoki*, the Fifth Year of the Yuryaku Era

Masahiro IKEDA

Contents

- Introduction
- 1 Point of Sema Paper
- 2 Criticism on Sema Paper
 - (1) Misunderstanding of References in Leishu
 - (2) Misunderstanding of Text in Leishu
- Conclusion

Keywords: *Nihonshoki*, Katsuragisan no Ryo, *Hualinbianlue*, *Yiwenleiju*, *Hihuryaku*

